

## 1・6 海運に係る規制等の制度見直し

### 1・6・1 規制改革要望

当協会は政府の規制緩和推進計画が開始された 1995 年より、会員会社から寄せられた規制改革要望を関係方面に求め、これまで一定の成果を挙げている。

内閣府において、2013 年 1 月より「規制改革会議」が設置されていたが、2016 年 7 月末に同会議が設置期限を迎えたことから、同年 9 月に後継組織として「規制改革推進会議」が設置された。同会議においても「規制改革ホットライン」は維持され、引き続き常時提案を受け付けており、日本経済団体連合会（経団連）が例年と同じく自らの規制緩和要望を取り纏めるための会員アンケートを実施したため、当協会は会員会社に照会しつつ対応した。2020 年度の経団連アンケートについては、新型コロナウイルス感染症拡大の状況を踏まえ、「with/post コロナにおける規制改革要望」に限定されたため、当協会より特段の意見反映等は行わなかった。

### 1・6・2 日本籍船に係る規制緩和

#### (1) 海事局 PT との意見交換会

日本籍船に係る様々な規制については、2010 年 5 月、国土交通省海事局次長をヘッドとする局内横断的な「競争力ある日本籍船増加のための規制改革検討プロジェクトチーム (PT)」が設置され、当協会との間で随時意見交換を実施し、各案件の進捗状況を確認している。

2020 年度においては、2020 年 8 月 27 日に海事局 PT との意見交換を実施、主要要望事項および中長期的課題に関する検討等が行われ、外地での手配が困難な日本舶用品検定協会 (HK) 承認の舶用品に係る規制緩和について、海事局側の前向きな取り組みが確認された。

以上